

志摩市議会基本条例（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

志摩市議会基本条例を制定するにあたり、素案を公表し、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。ここにその結果と提出されたご意見に対する市議会の考え方を公表します。

1 意見募集期間

令和5年4月3日（月）から令和5年5月10日（水）まで

2 意見提出者数及び意見数

- ・意見提出者数： 1人
- ・意見提出件数： 4件

3 提出方法

窓口へ持参： 1人

4 意見及び市議会の考え方

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市議会の考え方
1	前文	コロナ後の制定やSDGsに関連した内容があっても良いかと思ったのですが、思いの部分盛り込める部分だと思いましたので、意見です。	新型コロナ感染が猛威を振るい志摩市においても数々の対策を講じてきたところです。また、志摩市は平成30年6月15日にSDGs未来都市に選定されました。今回の議会基本条例の制定は、志摩市議会が目指す方向性を示したものであり、それらのことは、前文において特に記載する内容ではないと判断しました。

No.	項目	いただいたご意見	ご意見に対する市議会の考え方
2	第6条 (市民参加及び市民との連携)	市民との意見交換の場について、別に定めるものを記述しなかった理由。	<p>市民の意見を広く聴くことを念頭に置いています。そのため、対象となる方々は在住、在職者を想定しており、意見交換する内容についても、市民側からの意見交換や議会側からの意見交換など多種多様な意見交換ができるようにとの思いがあります。</p> <p>意見交換をしやすい場所の選定から、その対象者や意見交換の内容まで、幅広く網羅することを目指したことです。</p>
3	第4章全般 (議会と市長等との関係)	反問権については一切触れられていない理由。	<p>反問権の明記については、反論権も含め様々な協議を行ったところではありますが、原則として現在の議会運営に則した内容での基本条例としてスタートさせることとしました。</p> <p>この条例は、改選後及び随時、目的が達成されているか検証を行うことを定めており、改正が必要と認められる場合は、必要に応じて適切な処置を講じることとしています。このことから、今後の検討課題としたため、今回の条例制定時には明記していません。</p>
4	第21条 (議会事務局の体制整備)	議会事務局職員の任免についての記述がない理由。(異動等についての事前相談)	<p>地方自治法第138条第5項に「事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。」と明記されています。この条例にその記載がないとしても、上位法令に記載があることから、その明記を見合わせました。</p>